

令和3年度入学者選抜実施要項（全日制課程）

＜ 選抜（Ⅱ）（一般入試）・帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜＞

広島県立三原高等学校
 〒723-0016 三原市宮沖4丁目11番1号
 電話 0848-62-2151
<http://www.mihara-h.hiroshima-c.ed.jp/>

【選抜の趣旨】

入学者の選抜は、「令和3年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針」並びに「令和3年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づき、本校における教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

1 課程, 学科, 定員, 通学区域

課程	学科	入学定員	選抜（Ⅱ）定員枠	通学区域
全日制	普通科	160名	入学定員から選抜（Ⅰ）に係る入学確約書を提出した者の数を除いた人数	広島県一円

- ※ 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学定員については、入学定員外で2人以内とする。
- ※ 選抜（Ⅰ）及び選抜（Ⅱ）の結果、入学を辞退した者を除く合格者数が入学定員に満たないときには選抜（Ⅲ）を実施する。選抜（Ⅲ）に係る通学区域も、広島県一円である。

2 入学者選抜日程

内 容	実 施 日 ・ 期 間
県外等からの出願許可願受付	令和2年12月14日（月）～令和3年1月8日（金）正午
入 学 願 書 受 付	令和3年2月15日（月）～2月18日（木）正午
志願変更(入学願書取下げ・再提出)	令和3年2月19日（金）～2月24日（水）正午
入 学 者 選 抜 願 提 出	令和3年2月19日（金）～2月24日（水）正午
調 査 書 等 提 出	令和3年2月19日（金）～2月25日（木）正午
学 力 検 査 等	令和3年3月8日（月）～3月9日（火）
合 格 者 発 表	令和3年3月16日（火）午前10時

- ※ 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜も同一日程とする。
- ※ 提出物等の受付は、日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から1月3日の期間は行わない。
- ※ 提出物等の受付時間は、9時から16時（最終日は正午）までとする。ただし、12時から13時の間を除く。
- ※ 選抜（Ⅲ）の実施の有無については、3月18日（木）10時に、本校玄関前に掲示する。
 なお、実施する場合には、「令和3年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」（広島県教育委員会他）に従って実施する。

3 学科の目標及び教育課程

- (1) 中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び個性に応じて高度な普通教育を行うことを目的とする。
- (2) 3年間に履修する予定になっている教科とその単位数は、次のとおりである。

教科名	国 語	地 理 歴 史	公 民	数 学	理 科	保 健 体 育	芸 術	外国語 (英語)	家 庭	情 報
単位数	13～16	8～9	2～6	11～19	10～18	9	2～9	18～19	2～4	2

- ※この他に、「総合的な探究の時間（3単位）」、「特別活動」等がある。
- ※入学後、一部変更することがある。

4 出願資格

次の（1）から（5）までのいずれかに該当する者が出願できる。

- (1) 中学校を卒業した者
 - (2) 令和3年3月に中学校を卒業する見込みの者
 - (3) 学校教育法施行規則(以下「施行規則」という。)第95条各号のいずれかに該当する者
 - (4) 令和3年3月に施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を修了する見込みの者
 - (5) 日本国内において、外国人学校の教育により9年の課程を令和3年3月31日までに修了又は修了する見込みの外国人で令和3年3月31日までに満15歳以上に達する者
- ※帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜の出願資格等は別に掲載する。

5 出願方式

志願者は、公立の二つ以上の高等学校、課程、学科・コースを併願することができない。また、選抜（Ⅱ）と同日に実施する帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜及び特別支援学校高等部入学者選抜一次募集との併願もできない。

6 出願期間

- (1) 入学願書 令和3年2月15日（月）から2月18日（木）正午まで。
出身中学校長が郵便により提出する場合には、志願者名簿1部を返送するための封筒（簡易書留郵便等に必要な料金分の郵便切手を貼ること。）を同封の上、簡易書留郵便により、2月17日（水）までに必着するよう提出すること。
- (2) 入学者選抜願 令和3年2月19日（金）から2月24日（水）正午まで。（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
出身中学校長からの郵便による提出は、志願変更を全く行わない場合にのみ認める。その場合においては、受検票を返送するための封筒（簡易書留郵便等に必要な料金分の郵便切手を貼ること。）を同封の上、簡易書留郵便により、2月22日（月）までに必着するよう提出すること。
- (3) 調査書等 令和3年2月19日（金）から2月25日（木）正午まで。（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
出身中学校長からの郵便による提出は、志願変更を全く行わない場合にのみ認める。その場合においては、簡易書留郵便により、2月24日（水）までに必着するよう提出すること。

なお、いずれの場合も、出身中学校長は郵送後、電話により速やかに本校校長に郵送した旨の連絡を行うこと。

7 出願手続

- (1) 志願者
- ア 志願者は、次の①及び②の書類に必要事項を記入し、①から③までの書類等を出身中学校長を經由して本校校長に提出する。ただし、中学校卒業後5年を超える者については、①の書類及び卒業証明書を6の（1）の期間内に、②及び③の書類等を6の（2）の期間内に、本校校長に直接持参により提出するものとする。なお、全ての様式は必要に応じてコピーして使用することができる。
- ① 入学願書（様式第1号）
 - ② 入学者選抜願（様式第2号）及び受検票（様式第3号）
 - ③ 入学者選抜料（2,200円）
「（全日制）広島県立高等学校入学者選抜料納付書」により納付書に記載された広島県指定金融機関等で納付した際に受け取る「（全日制）広島県立高等学校入学者選抜料領収控」（領収印のあるもの）を入学者選抜願（様式第2号）に貼る。
※納付にあたっては、「（全日制）広島県立高等学校入学者選抜料納付書」（上部が赤色のもの）の原本を使用し、コピーは使用しないこと。
- イ 志願者で、英語の実音聴取による受検が困難な者、拡大した学力検査用紙を必要とする者、点字検査用紙を必要とする者、中学校在学中に英語を履修しなかった者、代筆による解答を必要とする者、漢字にルビを振り拡大した学力検査用紙を必要とする者、その他の特別措置を希望する者については、次の手続によること。
- (ア) 点字検査用紙を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第4号）を令和2年12月1日（火）までに県教育委員会に提出し許可を得る。
- (イ) 発達障害を理由に特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第4号）、医師の診断書及び中学校における個別の教育支援計画等を令和3年1月8日（金）までに県教育委員会に提出し許可を得る。
- (ウ) (ア) 及び (イ) 以外の特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第4号）を入学者選抜願に添付する。

ウ 志願者で、不登校等特別の事情のある者は、自己申告書（様式第 18 号）を本人が記入し、提出することができる。

なお、中学校卒業見込者及び卒業後 5 年以内の者については、封をした上で、出身中学校長に提出するものとする。中学校卒業後 5 年を超える者については、入学者選抜願とともに、6 の（2）の期間内に本校校長に直接持参により提出するものとする。

エ 県外等からの出願許可を受けた者は、その許可書を入学願書に添付すること。

（2）出身中学校長

ア 出身中学校長は、次の①及び②の書類を 6 の（1）の期間内に、③の書類等を 6 の（2）の期間内に、本校校長にそれぞれ提出する。

なお、提出にあたっては、志願者の提出した①及び③の書類の記載事項等に誤りのないことを確認すること。

① 入学願書（様式第 1 号）

② 志願者名簿（様式第 13 号）

2 部提出する。

③ 入学者選抜願（様式第 2 号）及び受検票（様式第 3 号）

入学者選抜料（2,200 円）を納付していることを確認すること。

イ 出身中学校長は、次の①から③までの調査書等を作成し、6 の（3）の期間内に本校校長に提出する。ただし、令和 2 年 3 月以前の卒業者については、②及び③の書類は提出しなくてよい。

① 施行規則第 78 条の規定による志願者の調査書（様式第 8 号）

② 第 3 学年の全学級の評定（成績評点）一覧表（様式第 10 号）

1 部提出する。

③ 評定（成績評点）集計表（様式第 12 号）

1 部提出する。

ウ 出身中学校長は、志願者から自己申告書が提出された場合、これを調査書等とともに、6 の（3）の期間内に本校校長に提出する。

エ 県外からの志願者については、様式第 8 号に記載する内容を全て含む場合に限り出身中学校の所在する都道府県教育委員会が定めている調査書の様式によって提出することができる。

（3）本校校長

ア 本校校長は、入学願書等の提出を受けたときは、この要項に定める要件を備えていることを確かめて、これを受理し、所定の欄に受付印を押印する。

志願者名簿は、受付番号を記入し、提出を受けた 2 部のうちの 1 部を返却する。郵便により提出された場合、出身中学校長に郵便により送付する。

イ 入学願書及び入学者選抜願を受理した本校校長は、受検票を交付する。

郵便により提出された場合、受検票は出身中学校長に郵便により送付する。

なお、入学者選抜願を提出しない場合は、志願を取り消したものとみなす。

ウ 本校校長は、（1）のイの（イ）により提出された特別措置願について、必要に応じてその写しを 2 月 24 日（水）までに県教育委員会に提出し協議する。

8 志願者数の公表

次の志願者数の公表を本校の玄関への掲示及び本校ホームページ（<http://www.mihara-h.hiroshima-c.ed.jp/>）への掲載により行う。

（1）2 月 18 日（木）正午現在の志願者数を同日 16 時に公表する。

（2）2 月 19 日（金）16 時現在の志願者数を同日 16 時 30 分に、2 月 22 日（月）16 時現在の志願者数を同日 16 時 30 分に、2 月 24 日（水）正午の志願者数を同日 16 時にそれぞれ公表する。

9 県外等からの出願

（1）県教育委員会の許可を必要とする場合

ア 次の①から④までのいずれかに該当する者は、入学願書提出前に、県教育委員会に必要書類を提出し、県外等からの出願許可を受けなければならない。

- ① 県立高等学校学則第13条第4項の規定により本校を志願する者。
- ② 出願時において、保護者の住所が広島県外にある者（海外居住者を含む。）で、入学許可までに、広島県内に保護者が居住する予定の者。
- ③ 4の（5）により出願する者。
- ④ その他②に準ずる者。

(ア) 提出書類 「令和3年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」別表第1（P95）による。

(イ) 提出期間 令和2年12月14日（月）から令和3年1月8日（金）正午まで（ただし、日曜日、土曜日及び12月29日から1月3日の期間を除く。）

なお、郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、1月7日（木）までに必着するよう提出すること。

(ウ) 県外等からの出願許可願の提出先

〒730-8514 広島市中区基町9-42

広島県教育委員会事務局学びの革新推進部高校教育指導課

イ アの（イ）の提出期限後に、保護者の転勤等が生じたことによって教育委員会の県外等からの出願許可が必要となる志願者は、アの（イ）の提出期限を2月17日（水）正午までとし、入学願書等の提出期限は2月24日（水）正午までとする。

なお、その後は前居住地の高等学校に合格後、転入学試験を受験することができる。

(2) 県教育委員会の許可を必要としない場合

保護者が既に（令和3年2月15日（月）現在）単身赴任などで広島県内に居住し、入学後も保護者の住所に変更がない場合は、出身中学校長意見書（様式第31号）、保護者及び志願者の住民票記載事項証明書を入学者選抜に添付して、入学願書受付期間内に本校校長に提出すること。（ただし、本校選抜（Ⅰ）実施要項5の（4）のイにより本校選抜（Ⅰ）を受検し、入学許可内定者とならなかった者が、選抜（Ⅰ）の出願後も保護者の住所に変更がなく、本校に出願する場合は、選抜（Ⅱ）の出願書類を持参した者を通して、志願者が選抜（Ⅰ）で本校選抜（Ⅰ）実施要項5の（4）のイにより受検している旨を本校校長に申し出る。郵便により提出する場合には、出身中学校長は電話によりその旨を本校校長に申し出る。申し出を受けた本校校長は、選抜（Ⅰ）の出願書類によって出願資格の有無について確認する。）

(3) 県外等からの出願許可を受けて選抜（Ⅰ）を受検し、入学許可内定者とならなかった者及び併設型高等学校入学者選抜又は併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜を受検し、合格者とならなかった者（合格者となったが、入学を辞退した者を含む。）が、本校の選抜（Ⅱ）を受検する場合の県外等からの出願に係る取扱いは次のとおりとする。（ただし、選抜（Ⅰ）、併設型高等学校入学者選抜又は併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜で県外等からの出願許可を受けた際の住所を変更する場合は2月12日（金）正午までに必要書類を県教育委員会に提出し、改めて県教育委員会の許可を受けなければならない。）

ア 本校の選抜（Ⅰ）を受検し、本校の選抜（Ⅱ）に出願する場合

選抜（Ⅱ）の出願書類を持参した者を通して、志願者が選抜（Ⅰ）で県外等からの出願許可を受けている旨を本校校長に申し出る。郵便により提出する場合には、出身中学校長は電話によりその旨を本校校長に申し出る。

申し出を受けた本校校長は、選抜（Ⅰ）の出願書類によって志願者が県外等からの出願許可を受けていることを確認する。

イ 本校以外の高等学校の選抜（Ⅰ）、併設型高等学校入学者選抜又は併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜を受検し、本校の選抜（Ⅱ）に出願する場合

県外等からの出願許可書の写しを入学者選抜に添付して、入学願書受付期間内に本校校長に提出する。

県外等からの出願許可書の写しを添付した入学願書の提出を受けた本校校長は、直ちに県外等からの出願許可をした教育委員会に照会し、出願資格の有無について確認する。

10 志願変更

志願者は、1回に限り志願した高等学校、課程又は学科（普通科におけるコース及び同一学科内の学科を含む。）の志願変更を次により行うことができる。なお、入学願書の取下げ後、当初志願した高等学校の同じ課程の同じ学科（普通科におけるコース及び同一学科内の学科を含む。）に再び出願することはできない。また、

入学者選抜願の提出後は入学願書の取下げはできない。(9の(1)のイにより県外等から入学願書を提出する者が、2月18日(木)正午までに入学願書が提出できなかった場合は、志願変更はできない。)

中学校卒業後5年を超える者については、次の(2)の手続は、出身中学校長を経由せずに行うこととする。

(1) 期間

次の期間内に入学願書の取下げ及び再提出を行う。

令和3年2月19日(金)から2月24日(水)正午まで。(ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

郵便による取下げ(高等学校からの返却)及び再提出はできない。

(2) 手続

ア 志願者

(ア) 志願変更を希望する者は、志願変更願(様式第19号)に必要な事項を記入し、出身中学校長に提出する。

(イ) 再提出をする者は、出身中学校長を経由して返却された入学願書(県外等からの出願許可により出願している場合には、県外等からの出願許可書(9の(3)のイにより出願している場合には、県外等からの出願許可書の写し)を含む。)の高等学校名等変更すべき箇所を訂正(朱書)し、7の(1)の手続に準じて、所定の期間内に出身中学校長に提出する。

イ 出身中学校長

(ア) 出身中学校長は、志願者から提出された志願変更願の記載事項に誤りがないことを確かめて、本校校長にこれを提出し、志願変更をする者の入学願書(県外等からの出願許可により出願している場合には、県外等からの出願許可書(9の(3)のイにより出願している場合には、県外等からの出願許可書の写し)を含む。)を受け取り、志願変更をする者に返却する。

(イ) 出身中学校長は、再提出された入学願書(県外等からの出願許可により出願している場合には、県外等からの出願許可書(9の(3)のイにより出願している場合には、県外等からの出願許可書の写し)を含む。)を7の(2)の手続に準じて、所定の期間内に本校校長に提出する。

ウ 本校校長

(ア) 本校校長は、出身中学校長から提出された志願変更をする者の志願変更願が適正であることを確かめて、これを受理し、所定の欄に受付印を押印し、出身中学校長に志願変更をする者の入学願書(県外等からの出願許可により出願している場合には、県外等からの出願許可書(9の(3)のイにより出願している場合にあっては、県外等からの出願許可書の写し)を、中学校卒業後5年を超える者が出願する場合にあっては、卒業証明書を含む。)を返却する。

(イ) 本校校長は、出身中学校長から再提出された入学願書を7の(3)の手続に準じて処理する。

11 選抜

(1) 一般学力検査

ア 一般学力検査は、志願者全員に対して行う。

イ 一般学力検査は各教科50点満点とする。

(2) 実施期日、教科及び時間割等

3月8日(月)			3月9日(火)		
時限	時刻	検査教科等	時限	時刻	検査教科等
	9:00 9:20	集合, 点呼, 注意		8:40	入室
第1時限	9:30 10:20	国語	第1時限	9:00 9:50	理科
第2時限	10:40 11:30	社会	第2時限	10:10 11:00	英語
第3時限	11:50 12:40	数学	個人面接(中学校過年度卒業の志願者のみ)		

【注】ア 登校時刻は集合時刻の10分前とする。

イ 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜では、第1日目第2時限に作文、第2日目第1時限に面接を実施する。

(3) 一般学力検査は、広島県立三原高等学校で実施する。

(4) 一般学力検査当日の携行品及び留意点

- ア 検査当日は、掲示、放送等の指示に従って行動すること。
- イ 検査場内の各自の席には、受検票、鉛筆（シャープペンシルも可）、鉛筆削り、消しゴム、定規（分度器のついたもの、三角定規は不可）、時計（計算機能、辞書機能や通信機能がついたもの（スマートウォッチ等ウェアラブル端末を含む）は不可）のほかは携行できない。また、これらについても、検査問題の解答上有利と考えられるものは使用できない。
- ウ 携帯電話やスマートフォンの校内への持込みを禁止する。
- エ 万一、検査開始後に、検査場内に携帯電話等持込みを認められていないものを持ち込んでいることが発覚した場合には、不正行為とみなし、当該受検者は退室させ、それまでの受検は一切無効とするとともに、その後の受検も認めない。
- オ 上履きは必要ない。

12 合格者の決定及び合格者の発表等

- (1) 本校校長は、一般学力検査の総得点に2分の1を乗じた点数、調査書の学習の記録の合計評点並びに調査書中の学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項によって総合的に判断して決定する。
- (2) 志願者から自己申告書（様式第18号）が提出された場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。
- (3) 合格者の発表は、3月16日（火）午前10時に本校玄関前の掲示により行うとともに、出身中学校長を経由（中学校卒業後5年を超える者を除く）して合格者本人に通知する。なお、本校ホームページにも同日午前10時以降に掲載（3月17日（水）16時まで）する。電話での問い合わせには応じない。
- (4) 請書・辞退書を3月17日（水）正午までに提出すること。
- (5) 合格者発表の後、入学辞退による欠員が生じた場合、辞退者数を超えない範囲で、繰上げて合格者を決定する場合がある。なお、その場合には、3月17日（水）16時までに、出身中学校長を経由（中学校卒業後5年を超える者を除く）して受検者本人に連絡する。

13 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜

(1) 出願資格

次のア又はイのいずれかに該当する者が出願できる。

ア 「日本国籍を有する者で、外国に在留していたもの又は現在なお在留しているものに係る就学希望者で長期間外国に在留し、帰国したもの」又は「終戦前から引き続き中国等に居住していた者で日本に帰国したものに係る就学希望者」で4の出願資格に該当し、かつ、原則として次の（ア）から（エ）までのいずれかに該当する者が出願できる。

- （ア）海外在住期間が2年以上3年未満で、帰国後の期間が1年以内の者
- （イ）海外在住期間が3年以上4年未満で、帰国後の期間が2年以内の者
- （ウ）海外在住期間が4年以上9年未満で、帰国後の期間が3年以内の者
- （エ）海外在住期間が9年以上で、帰国後の期間が6年以内の者

イ 外国籍を有する者で、中学校を卒業したもの又は令和3年3月に中学校を卒業する見込みのもので、かつ、原則として、入国後の在日期間が6年以内の者

(2) 選抜

一般学力検査、作文及び面接を実施する。

(3) 合格者の決定

本校校長は、一般学力検査、作文及び面接の結果並びに出願書類に基づいて総合的に判断して決定する。

(4) その他出願方法等

「令和3年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」による。

14 やむを得ない事由による欠席者の取扱い

検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず選抜（Ⅱ）又は帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜を欠席した者のうち、欠席した事由が次のものに該当し、本校校長が審査し正当と認める場合に限り、追検査を受検することができる。

ア 大規模災害による罹災等

検査当日の風水震災火災その他の非常災害による交通遮断等。

イ 疾病

学校保健安全法施行規則第 18 条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病等。

なお、大規模災害による罹災等にあつてはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類、疾病にあつては検査当日の医師の診断書により確認する。

(1) 手続

ア 志願者

追検査の受検を希望する者は、次の①の書類に必要事項を記入し、①及び②の書類を出身中学校長を経由して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業後 5 年を超える者については、①及び②の書類を本校校長に原則保護者が直接持参により提出するものとする。

① 追検査受検願（様式第 20 号）

② 大規模災害による罹災等にあつてはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類、疾病にあつては検査当日の医師の診断書

イ 出身中学校長

出身中学校長は、次の①から③の書類を令和 3 年 3 月 10 日（水）正午までに原則として持参により本校校長に提出する。

なお、提出にあつては、志願者の提出した①及び②の書類の記載事項等に誤りがないことを確認すること。

① 追検査受検願（様式第 20 号）

② 大規模災害による罹災等にあつてはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類、疾病にあつては検査当日の医師の診断書

③ 追検査受検願提出者名簿（様式第 21 号）

出身中学校長は、下記ウにより交付を受けた追検査受検承認（不承認）通知書（様式第 22 号）を追検査受検希望者に交付する。

ウ 本校校長

本校校長は、出身中学校長から追検査受検願、大規模災害による罹災等にあつてはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類（疾病にあつては検査当日の医師の診断書）及び追検査受検願提出者名簿の提出を受けたときは、その申請事由を審査し、追検査受検承認（不承認）通知書（様式第 22 号）を出身中学校長に交付する。

(2) 選抜

ア 志願者全員に対して、小論文及び面接を実施する。

イ 実施期日 令和 3 年 3 月 12 日（金）

ウ 日程等

集合・点呼	8:50 ~ 9:00	小論文	9:30 ~ 10:20
諸注意	9:00 ~ 9:15	面接	10:40 ~
入室	9:15 ~ 9:20		

エ 実施場所 広島県立三原高等学校

オ 携行品

(ア) 追検査受検承認（不承認）通知書

(イ) 選抜（Ⅱ）における携行品

(3) 合格者の決定及び合格者の発表等

ア 本校校長は、調査書、小論文及び面接の結果によって総合的に判断して決定する。

イ 追検査受検者から自己申告書（様式第 18 号）が提出されている場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

ウ 合格者は選抜（Ⅱ）又は帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜の定員に含めて決定する。

エ 合格者の発表は、選抜（Ⅱ）等の合格者に含めて 3 月 16 日（火）10 時に行う。

(4) その他

「令和 3 年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に従って実施する。

15 新型コロナウイルス感染症に係る追検査について

生徒が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した場合又は生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合等で、出席停止等の措置により、選抜（Ⅱ）、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜（以下「選抜（Ⅱ）等」という。）を欠席した者のうち、3月12日（金）の追検査を受検できない者を対象として、新型コロナウイルス感染症に係る追検査、3月23日（火）に実施する。詳細は別に定める。

16 新型コロナウイルス感染症等に対する感染予防の留意点

- (1) 入学者選抜当日まで、新型コロナウイルス感染症等への感染予防（手洗い、咳エチケット〔マスクの着用〕、3つの密〔密閉・密集・密接〕の回避等）に気を配り、体調管理に努めること。
- (2) 入学者選抜当日は、マスクを持参し、検査中を含めてマスクを着用すること。
- (3) 入学者選抜当日の朝に、必ず検温をすること。37.5℃以上の発熱があった場合は、当日、出身中学校又は本校に申し出ること。

17 その他

- (1) 選抜（Ⅱ）における学力検査の結果及び調査書の評定に係る簡易開示
 - ア 開示対象
選抜（Ⅱ）における学力検査の結果及び調査書の評定
 - イ 開示内容
 - (ア) 一般学力検査における各教科の得点及び合計
 - (イ) 調査書における必修教科の各教科・各学年の評定、計及び合計
 - ウ 開示請求対象者
選抜（Ⅱ）の受検者のうち不合格者（本人及びその法定代理人）
 - エ 本人等であることの確認
「令和3年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」別表第2（P96）に示す書類の提示により確認する。
なお、受検票は本人を確認する書類のひとつとなるので、受検終了後も大切に保管しておくこと。
 - オ 開示期間
令和3年3月24日（水）から4月23日（金）までとする。（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）
受付時間は原則として9時から16時までとする。（ただし、12時から13時の間を除く。）
 - カ 開示場所
本校（受付窓口は事務室）
 - キ 開示手続
 - (ア) 請求者は、本人等であることを確認する書類を持参の上、本校において口頭で開示の請求をする。
 - (イ) 本校校長は、上記書類により請求者が正当な請求者であることを確認した後、原則として閲覧により開示する。ただし、請求者が了解する場合は、口頭により開示する。
- (2) その他
 - ア 志願について虚偽の事実（学歴・通学区域・調査書等）があることが確認されたときは、入学許可後であっても、入学を取り消すことがある。
 - イ 入学者選抜実施に関する詳細については「令和3年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」（広島県教育委員会他）を参照すること。
 - ウ 選抜の結果、合格者とならなかった者が、選抜（Ⅲ）を受検する場合は、改めて所定の手続きをしなければならない。
 - エ 令和3年3月25日（木）9時から、本校において「入学予定者説明会」を実施する。この説明会では、入学に係る説明、教科書等の購入及び諸経費に関する説明等を行うため、合格通知書とともにお渡しした書類、筆記用具及び印鑑を持参して、必ず保護者同伴で出席すること。



校訓 敬心愛知 堅志力行

新たな質実剛健の実現

三原高等学校